

【原案】

8 西 京 都 第 号
令 和 8 年 月 日大和ハウス工業株式会社
支配人 片岡 幸和 殿

西東京市長 池澤 隆史

土地利用構想に関する指導及び助言について

西東京市人にやさしいまちづくり条例第 12 条第 1 項の規定に基づき、令和 8 年 1 月 21 日付で貴社から届出のあった、土地利用構想届出書に対して、同条例第 17 条第 1 項の規定により、次のとおり指導及び助言します。

(届出の内容)	
届 出 日	令和 8 年 1 月 21 日
事 業 者	東京都千代田区飯田橋三丁目 13 番 1 号 大和ハウス工業株式会社 支配人 片岡 幸和
開発事業の目的	有料老人ホーム、コンビニ等の新設
開発区域の所在地	東京都西東京市緑町一丁目 2515 番 8
開発区域の面積	5,810.93 m ²
(指導及び助言の内容)	
1	西東京市人にやさしいまちづくり条例を遵守し、事業計画においては良好な自然環境、居住環境の確保及び景観に配慮するよう努められたい。
2	計画を実施するにあたり、今後行う住民説明会等の際には、事業計画を丁寧に説明し近隣住民の理解を得られるよう努められたい。
3	駐車場の出入り口については、接続する道路の歩行者及び自転車の安全に配慮するよう対策に努められたい。
4	接道部の緑化については、周辺からも緑が感じられるよう配慮されたい。
5	開発区域の北側に小学校が立地していることから、児童の安全確保及び教育環境の保全に十分配慮されたい。
6	工事車両が起因となる交通渋滞並びに交通事故が起きないように、また、周辺道路への駐車により、その周囲に迷惑をかけないように十分な対策を講じられたい。
7	周囲には小学校及び既存住宅が近接していることから、工事における振動・騒音を抑制する対策を講じるとともに、作業日、作業時間についても十分な配慮を行われたい。